

幼児教育・保育等の 利用料制度のご案内

(令和8年度 10月版)

保育料

給食費

ファミリー・サポ
ート・センター

児童発達支援

預かり保育



湧水の妖精
るるめちゃん
東久留米市地域資源 PR キャラクター

〒203-8555 東京都東久留米市本町三丁目3番1号

東久留米市役所

子ども家庭部保育幼稚園課【幼稚園・保育園ほか】

子ども家庭部児童青少年課【ファミリー・サポート・センター事業】

(東久留米市ファミリー・サポート・センター事務局)

福祉保健部障害福祉課【児童発達支援事業】

☎042-470-7745

☎042-470-7735

☎042-475-3294

☎042-470-7747

はじめに

幼児教育・保育の無償化とは

急速な少子化の進行並びに幼児期の教育及び保育の重要性に鑑み、総合的な少子化対策を推進する一環として、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図るため、市町村の確認を受けた幼児期の教育及び保育等を行う施設等の利用に関する給付制度が創設されました。

このしおりでは、各施設の利用料及び幼児教育・保育等の無償化の制度の内容及び申請手続きについてご案内します。

目次

市内施設・事業一覧	1
無償化フローチャート	2
認定と給付（交付）方法について	4
保育の必要性	5
認定こども園・新制度幼稚園の無償化について	6
従来制度幼稚園の無償化について	8
園児保護者補助金について（幼稚園・認定こども園1号）	10
私立幼稚園等預かり保育事業利用補助金について	12
利用者負担について（保育所、小規模保育・家庭的保育等地域型保育事業・認定こども園）	14
保育所等利用世帯負担軽減補助	16
認可外保育施設等（認証保育所、ファミリー・サポート・センター事業等）	17
認可外保育施設入所児童保護者助成金	19
児童発達支援等	21
施設等利用給付認定（無償化）の申請について	23
従来制度幼稚園の給食費副食費補助の申請について	24
乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）について	25
よくあるご質問	26

【ご注意】

令和8年度の給付方法・金額等については、今後、取り扱いが変更となる可能性がありますのでご承知おきください。

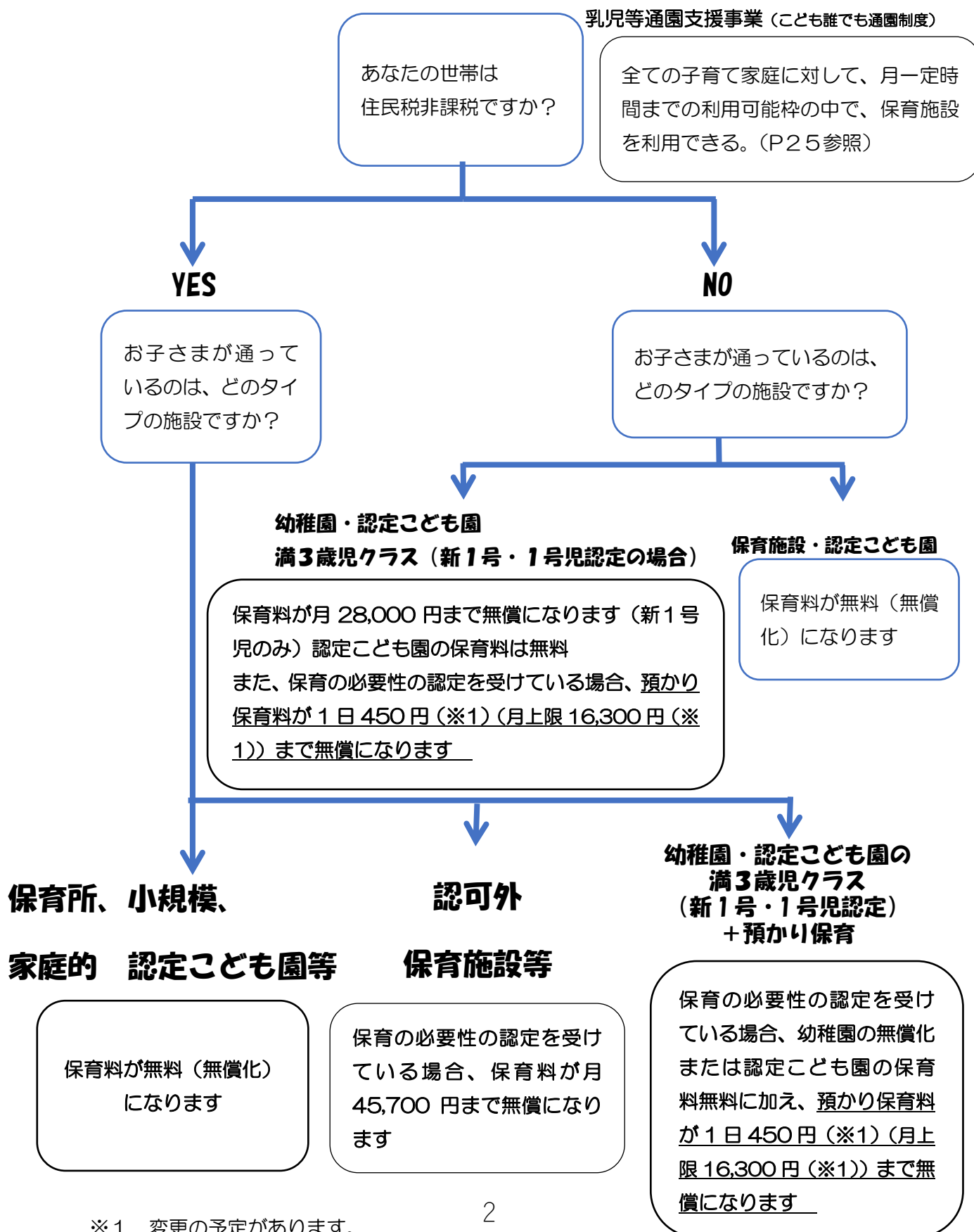
市内施設・事業一覧

施設・事業類型	施設・事業名
従来制度幼稚園	落合幼稚園、久留米神明幼稚園、豊島なでしこ幼稚園
新制度幼稚園	自由学園幼児生活団幼稚園
認定こども園	認定こども園神山幼稚園、東久留米こども園（前沢幼稚園）
認可保育所	◆公設公営 はくさん保育園、はちまん保育園、まえさわ保育園、ちゅうおう保育園 ◆公設民営 ひばり保育園、たきやま保育園、上の原さくら保育園 ◆私立 久留米みのり保育園、あそか保育園、滝山しおん保育園、下里しおん保育園、くるみ保育園、Nicot 東久留米、わらべみなみ保育園、いちご保育園、かたばみ保育園、東久留米おひさま保育園、こでまり保育園、トレジャーキッズひがしくるめ保育園、わらべ東久留米保育園、まなびの森保育園ひばりヶ丘
地域型保育施設	◆小規模保育 おひさま保育室、東久留米みさと保育園、どれみ保育園東久留米西口、ひよこルーム、つくし保育園、NICOLAND ほいくえん東久留米、ひがしくるめ大門町保育園、わらべ東久留米駅前保育園、たんぼぼ保育園、げんき保育室 ◆家庭的保育 ささき家庭保育室、たなか家庭保育室（ピコロ）、きむら家庭保育室（さくら）、おだ家庭保育室、あだち家庭保育室
特別支援学校幼稚部	東京学芸大学附属特別支援学校幼稚部
認可外保育施設等	◆認証保育所 まなびの森保育園東久留米ブチ・クレイシュ、ぼけっとランド南沢 ◆病児・病後児保育 こども静養室めぐのへや、BunBun 保育園Ⅱ ◆一時預かり事業（一般型） ひばり保育園、上の原さくら保育園、久留米みのり保育園、あそか保育園、下里しおん保育園、わらべみなみ保育園、かたばみ保育園、東久留米おひさま保育園、こでまり保育園、わらべ東久留米保育園、BunBun 保育園、BunBun 保育園Ⅱ ◆ファミリー・サポート・センター事業 東久留米市社会福祉協議会 ◆居宅訪問型保育（認可外／ベビーシッター）
企業主導型保育施設	BunBun 保育園、BunBun 保育園Ⅱ
就学前の児童の発達支援	東久留米市児童発達支援センターわかさ学園、コペルプラス東久留米教室、ぐ〜す、こばんはうすさくら東久留米教室、ハビリテート、ブロッサムジュニアひばりヶ丘教室、てらびあぼけっと東久留米駅前教室

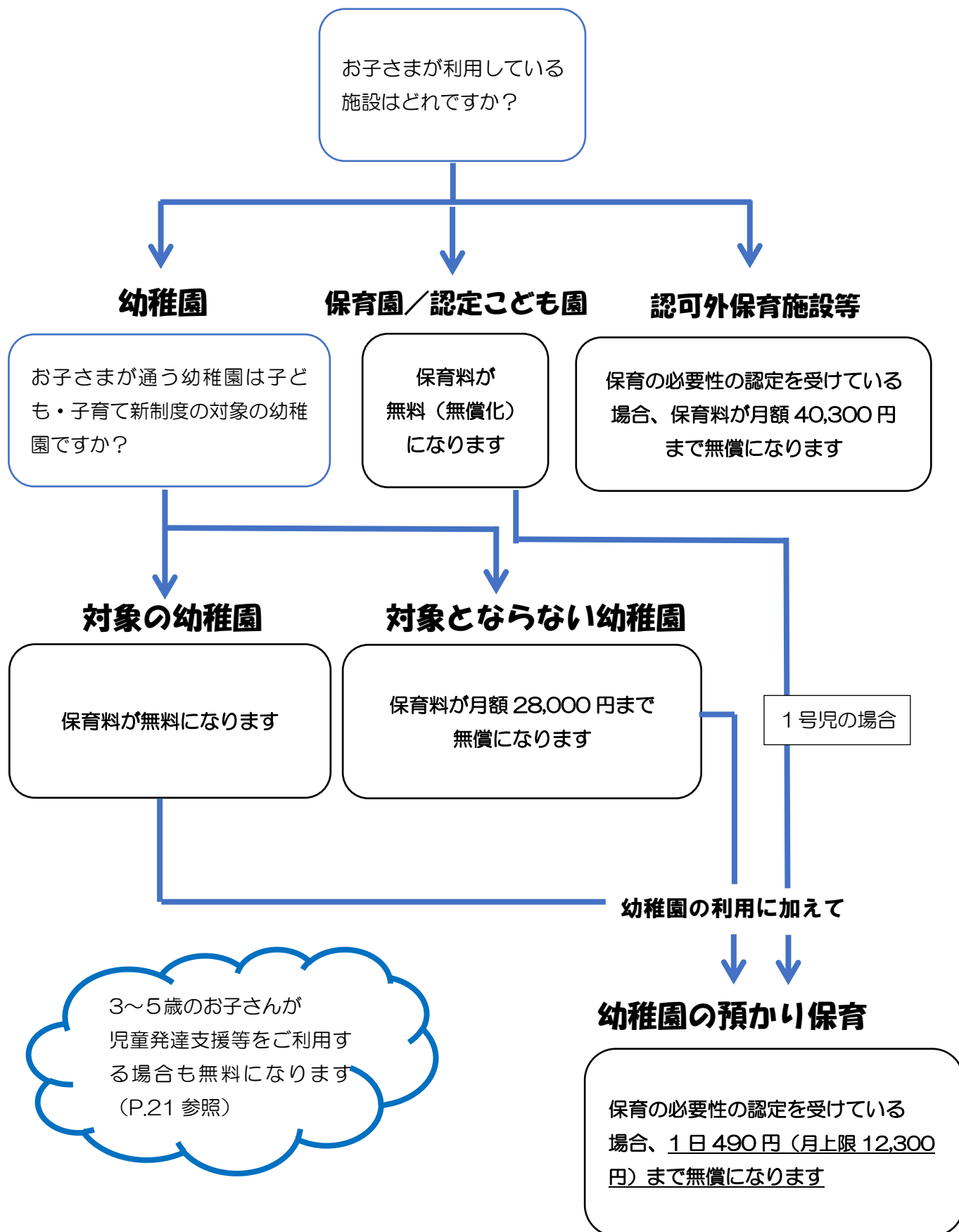
企業主導型保育の利用料制度は
施設からご案内します。

無償化フローチャート（※無償化の条件等の詳細は、各ページをご覧ください）

1 お子さまの年齢（令和8年4月1日時点）が**0～2歳**



2 お子さまの年齢（令和8年4月1日時点）が**3～5歳**



認定と給付（交付）方法について

◆認定

子ども・子育て支援法に基づく給付を受ける要件について、児童（保護者）を認定します。

◆給付

認定された児童が教育や保育を受けるために必要な費用の一部又は全部を国・都・市が支給します。

◆給付の種類

教育・保育給付	新制度に移行した施設・事業（認定こども園や保育所等）を利用する場合の給付 ＝新制度園通園のための給付制度です	1号	幼児教育を受ける満3歳児～就学前
		2号	保育を受ける満3歳児～就学前
		3号	保育を受ける0～2歳児
施設等利用給付	市町村の確認を受けた幼児期の教育及び保育等を行う施設等の利用に関する給付 ＝無償化のための給付制度です	新1号	（新制度に移行していない園で） 幼児教育を受ける満3歳クラス～就学前
		新2号	保育（預かり保育や認可外保育施設等）を受ける3歳児クラス～就学前
		新3号	保育（預かり保育や認可外保育施設等）を受ける0～2歳児クラス （住民税非課税世帯に限る）

ポイント

2つの給付(交付)方法

償還払い（上半期分→11月・下半期分→5月支払予定）

保護者が一度全額利用料を支払い、市から保護者へ後から口座振り込みにて支給（交付）する方法です。“後払い”ともいえます。

代理受領

保護者に支給（交付）すべき額を、施設・事業者が保護者に代わり市から受領し、その分、保護者が施設・事業者へ支払う額が減る方法です。
“先払い”ともいえます。

保育の必要性

何らかの理由により保護者が、お子さまを保育することができない状況にあり、保育施設等でお子さまを保育する、あるいは幼稚園の預かり保育を利用し無償化を希望する場合は、市に申請していただく必要があります。

この際、市が「保育を必要とする」と認定するのは、以下の理由・状態を満たす場合に限られます。

認定申請の際は、以下について証明する書類を添付します（詳細は P.23 参照）

★年に1回、現況届のご提出が必要です★

《 保育を必要とする理由 》

保護者のいずれもが以下の事由のいずれかに該当し、かつ同じ世帯の就学前の子どもは、皆、保育を必要とする状態であることが必要です。

- **就 労** 家庭の外または中で仕事をしている場合
※週3日以上かつ1日4時間以上就労していることが最低基準となります。
- **出 産** 出産前後の場合（出産予定月とその前後2か月間の最長計5か月以内）
- **傷病等** 病気、負傷、障害がある場合
- **看護等** 同居の親族が、長期療養中や障害のある方の看護、介護にあたっている場合
- **災 害** 災害（火災・震災・風水害等）の復旧にあたっている場合
- **求 職** 求職活動（起業準備を含む）を行っている場合で利用開始後3か月以内に就労する場合
- **内 定** 仕事が決まっている場合で利用開始月の月末までに就労を開始する場合
- **就 学** 就学している場合（職業訓練校・大学・専門学校等）
※カルチャーセンターや、通信教育・eラーニング等での学習は要件とはなりません。
- **その他** 上記に類する状態として市が認める場合

詳細は「東久留米市保育の必要性の認定に関する基準を定める条例」を参照

認定こども園・新制度幼稚園の無償化について

Q. ①無償化されると料金はどうなるの？
②無償化のための申請は必要？

A. ①条件を満たす方は保育料が無料になります。
※別途、園ごとに実費や特定負担金がかかります。
②1号児で預かり保育無償化を希望される場合は申請が必要です。

1 幼児教育を利用（教育給付1号認定）

項目	対象	申請	内容
保育料	満3歳児クラス ～5歳児クラス	なし	無料になります
預かり保育	保育の必要性が認定 等されたお子さま	必要 (P.23 参 照)	◆3～5歳児クラスの無償化 →1日上限490円×利用日数 (月上限12,300円) ◆満3歳児クラスの無償化 →1日上限450円×利用日数 (月上限16,300円(※4)) ★計算例は欄外参照
給食食材料費 (おかず代・主食代) ※市内園の内容です 市外園は園により異なり ます	下記以外 市民税所得割額が一 定未満の世帯(※1)の お子さま、全ての世 帯の第3子以降(※2) のお子さま	- なし	保護者負担 ＝無償化の対象外です 副食費(おかず代)5,100円相当 主食費1,190円分が補助されます 詳細は園にお問い合わせください
特定負担金 (教育の質の向上の為のお金)	1号認定児全員	園児保護者補 助金対象(※ 3)	無償化の対象外ですが、園児保護 者補助金(※3)の交付対象です
通園送迎費、行事費など	全員	-	保護者負担 ＝無償化の対象外です

※1 詳細はP.24を参照ください

※2 「第3子以降」には条件があります(P.24)参照

※3 詳細はP.10を参照ください

※4 変更予定があります。

★預かり保育支給額の計算例（額が小さい方を支給）

例①400円/日の園で20日利用 実支払額8,000円＜無償化基準490円×20日＝9,800円⇒8,000円支給

例②100円/時間の園で20日（1日3時間）利用

実支払額6,000円（100円×3時間×20日）＜無償化基準490円×20日＝9,800円⇒6,000円支給

2 保育を利用（保育給付2号・3号認定）

項目	対象	申請	内容
保育料	0歳児クラス ～5歳児クラス	なし	無料になります
給食食材料費 （おかず代・主食代） ※市内園の内容です 市外園は園により異なります	下記以外	-	副食費（おかず代）のみ保護者負担です
	市民税所得割額が一定未満の世帯（※1）のお子さま、全ての世帯の第3子以降（※2）のお子さま	なし	保護者負担はありません
特定負担金	補助対象外	-	-
通園送迎費、行事費など	全員	-	保護者負担 ＝無償化の対象外です

※1 詳細はP.14を参照ください

※2 「第3子以降」には条件があります（P.15）参照

3 無償化の実施方法（市内園）

（1）保育料 無料です。

（2）預かり保育

半年に1回の償還払い（P.4参照）です。詳細は「施設等利用費請求書 兼 東久留米市私立幼稚園等園児保護者補助金交付申請書」の配布時（6月頃）に別途お知らせします。

（3）給食食材料費

対象の方は給食食材料費が軽減されます。申請は不要です。

4 その他

年に1度、現況調査を実施します。詳細は実施時にお知らせいたします。

【まとめ】

■特定負担金

1号児のみ補助金交付対象（半年に1回後払い）

■預かり保育料（※今後変更を予定しております。）

1号児（満3歳児クラス以外）で保育の必要性を認められた場合、一日上限490円が給付対象（半年に1回後払い）

■給食食材料費

対象者の条件詳細は、1号児はP.24参照、2号児はP.14参照

従来制度幼稚園の無償化について

Q. ①料金は全園同じ？みんなが保育料0円になるの？

②無償化のための申請は必要？

A. ①料金は園ごとに異なります。保育料全額が無償化される場合や、一部納付となる場合があります。その他に園ごとに実費や園則に定める納付金があります。※別途、都と市の補助制度あり。

②原則、全ての方の申請が必要です。

1 給付制度（私立幼稚園）

項目	対象	申請	内容
保育料	満3歳児クラス ～5歳児クラス	必要 (P.23 参照)	月上限 28,000 円まで無償化されます
預かり保育	保育の必要性が認定されたお子さま	必要 (P.23 参照)	◆3～5 歳児クラスが無償化 →1 日上限 490 円×利用日数 (月上限 12,300 円) ◆満3 歳児クラスが無償化 →1 日上限 450 円×利用日数 (月上限 16,300 円(※4)) ★計算例は欄外参照
給食食材料費 (おかず代・主食代) <u>※市内園の内容です</u> ※市外園は園により異なります	下記以外	-	保護者負担 ＝無償化の対象外です
	市民税所得割額が一定未満の世帯(※1)のお子さま、全ての世帯の第3子以降(※2)のお子さま	必要 (P.24 参照)	一部又は全部が補助されます ◆月上限 副食費(おかず代) 4,900 円 主食費 1,190 円
園則に定める納付金	全員	園児保護者補助金対象(※3)	無償化の対象外ですが、園児保護者補助金(※3)の交付対象です
通園送迎費、行事費など	全員	-	保護者負担 ＝無償化の対象外です

※1 詳細は P.24 を参照ください

※2 「第3子以降」には条件があります(P.24) 参照

※3 詳細は P.10 を参照ください

※4 変更予定があります。

★預かり保育支給額の計算例（額が小さい方を支給）

例①400 円/日の園 20 日利用 = 400 円×20 日 = 8,000 円

実支払額 8,000 円 < 無償化基準 490 円×20 日 = 9,800 円 ⇒ 8,000 円支給

例②100 円/時間の園 20 日(1 日 3 時間) 利用 = 100 円×3 時間×20 日 = 6,000 円

実支払額 6,000 円 < 無償化基準 490 円×20 日 = 9,800 円 ⇒ 6,000 円支給

2 入園料について

(1) 対象となる年度

入園初年度のみ

(2) 金額と交付対象

入園料を月割りにした金額と保育料との合算が、月上限 28,000 円まで無償化されます。

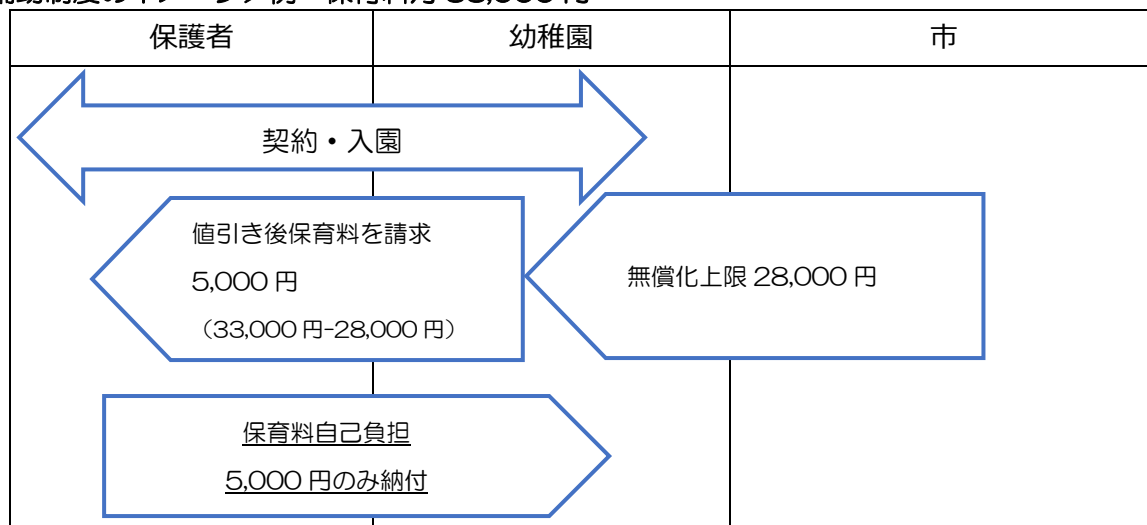
3 無償化の実施方法（市内園） ※市外園は園により異なります（償還払いの場合あり）

(1) 保育料

月額 28,000 円を上限に保護者から園への保育料納付がなくなり、その分を市が園へ給付します。（代理受領 P.4 参照）※保育料が下回る場合は、保育料が上限額

保育料が月 28,000 円を上回る場合は差額を保護者が園へ納付します。

＜支払と補助制度のイメージ＞例：保育料月 33,000 円



(2) 預かり保育・給食食材料費

半年に 1 回の償還払い（P.4 参照）。詳細は「施設等利用費請求書 兼 東久留米市私立幼稚園等園児保護者補助金交付申請書」の配布時（6 月頃）に別途お知らせします。

4 国立大学附属幼稚園及び特別支援学校幼稚部保育料の無償化

国立大学附属幼稚園保育料の無償化 月額 8,700 円

特別支援学校幼稚部保育料の無償化 月額 400 円

5 その他

年に 1 度、現況調査を実施します。詳細は実施時にお知らせいたします。

【まとめ】

- ・無償化のためには申請が必要です。
- ・市内園の保育料は月最大計 28,000 円が差し引かれます。市外園は園により支給方法が異なります。

園児保護者補助金について（幼稚園・認定こども園1号）

1 園児保護者補助金とは

教育振興の観点から、保育料に自己負担が残る場合は、別途東京都及び市からの補助制度があります。自己負担額を上限に、東京都分は月 1,800 円～（所得によります。下表参照）、市分は月 3,300 円が補助上限額です。

【補助金基準額表】

区分	所得の基準 ※「ひとり親世帯等」とは、ひとり親世帯（児童扶養手当受給世帯）、在宅障害児（者）のいる世帯、その他生活保護法に定める要保護世帯に準ずるとして市長が認めた世帯をいいます。	補助単価（月額）※以下の単価に関わらず対象経費が上限額			
		生計を一にする兄・姉が <u>いない</u> 園児 【第1子】	生計を一にする兄・姉が <u>1人</u> いる園児 【第2子】	生計を一にする兄・姉が <u>2人以上</u> いる園児 【第3子以降】	
1	生活保護世帯				
	市民税所得割非課税のひとり親世帯等				
2	市民税所得割非課税世帯	3,200 円 +3,300 円	6,200 円 +3,300 円		
	市民税所得割課税額 77,100 円以下の世帯のうちひとり親世帯等				
3	市民税所得割課税額 77,100 円以下の世帯	1,800 円 +3,300 円			
4	市民税所得割課税額 211,200 円以下世帯			5,600 円 +3,300 円	
5	市民税所得割課税額 256,300 円以下世帯			5,000 円 +3,300 円	
6	上記区分以外世帯				

※補助対象額は、保護者が支払う保育料等の合計額から無償化分を減じた額が上限となりますので、補助金額が上表の補助限度額より少なくなる場合があります。

2 対象者

- (1) 従来制度幼稚園の児童
- (2) 新制度幼稚園の児童（教育給付認定（1号）児）
- (3) 認定こども園の児童（教育給付認定（1号）児）

※保育給付認定（2・3号）児は対象外ですのでご注意ください。

【参照する税の年度】

4～8 月分は令和7年度課税額

9～3 月分は令和8年度課税額

3 対象経費

- (1) 保育料のうち、無償化された分を上回った額
- (2) その他園則に定める納付金

いわゆる「施設維持費」や「冷暖房費」等、各園の園則に定めがあり、園児から一律に徴収する経費について、補助の対象となることがあります。

①東京都分（月上限 1,800 円～6,200 円）

対象になるのは、以下の場合に限られます。該当しない場合は、東京都分を当該費用に充てることができません。

- ・ 左ページの東京都分補助金基準額表における区分 1～2 に該当するお子さま
- ・ 同上基準額表における区分 3～5 の内、「第 3 子以降」に該当するお子さま

②市分（月上限 3,300 円）

全てのお子さまを対象とします（所得制限はありません）。

- (3) 新制度幼稚園・認定こども園の特定負担金

4 申請・交付方法

- (1) 申請方法

入園後に申請です。申請時に詳細をお知らせします。

- (2) 交付方法

半年に 1 回の償還払い（P.4 参照）。詳細は申請時に別途お知らせします。

例：世帯所得が区分 3 に該当する第 1 子

条件：保育料月 33,000 円・その他納付金月 2,000 円

保育料 33,000 円-無償化分 28,000 円

⇒残 5,000 円-都分月 1,800 円＝残 3,200 円

⇒残 3,200 円まで市分月 3,300 円補助対象＝実質自己負担 0 円



市分は最大月 3,300 円なので、補助対象となった 3,200 円との差額 100 円が余る



その他納付金 2,000 円-市分残 100 円

⇒実質自己負担 1,900 円

【まとめ】

- ・ 無償化分を上回る保育料を補助対象とする事業があります。
- ・ 保育料のほか、その他園則に定める納付金も補助対象になることがありますが、世帯所得や兄弟姉妹関係により、一部対象とならない場合もあります。
- ・ 課税額の参照は、9月で切り替わります。（区分が年度途中で変わることがあります。）

私立幼稚園等預かり保育事業利用補助金について

(対象：満3歳児クラスに在籍する住民税課税世帯)

1 私立幼稚園等預かり保育事業利用補助金とは

私立幼稚園等（私立幼稚園または特定教育施設）の満3歳児クラスに在籍する、住民税課税世帯の預かり保育料を補助します。補助金の交付に当たっては、「保育の必要性の確認」（P.5 参照）が必要となります。

※住民税非課税世帯におかれましては、国の無償化制度（給付）の対象となりますので、「施設給付等利用給付認定（無償化）の申請について」（P.23）をご参照ください。

2 補助の対象となる経費（令和7年度分として納付したものに限り）

令和8年4月1日以降に満3歳に達した第1子以降の保護者が支払う預かり保育料

3 交付額について

「補助単価（日額）450円（※1）×利用日数」の金額（月額上限16,300円（※1））

また、在籍する幼稚園等の預かり保育事業が十分でない場合等※は他園の幼稚園型一時預かり事業の利用料を預かり保育料の「補助単価（月額16,300円（※1）」を上限として加算します。

※預かり保育事業が十分でない場合

- ・在籍している幼稚園等が預かり保育を実施していない
- ・在籍している幼稚園等の教育時間を含む平日の預かり保育の提供時間数が8時間未満
- ・在籍している幼稚園等の年間（平日・長期休業中・休日の合計）の預かり保育開所日数が200日未満

計算例①預かり保育 月額 12,000円で20日利用

12,000円 > 450円×20日=9,000円・・・9,000円交付

計算例②日額1000円を20日間利用で計2,000円支払い

2,000円 < 450円×20日=9,000円・・・2,000円交付

※1 変更予定があります。

4 申請・交付方法

(1) 申請方法

入園後に申請です。申請時に詳細をお知らせします。

(2) 交付方法

半年に1回の償還払い(P.4 参照)。詳細は申請時に別途お知らせします。

【まとめ】

- ・満3歳児クラスに在籍する住民税課税世帯の保育の必要性の確認を取れた場合、負担した預かり保育料に対して、月額16,300円(※1)を上限とした補助金が交付されます。

【3歳児クラスに進級される時に手続きが必要になります】

満3歳児クラスに在園し、「私立幼稚園等預かり保育事業利用補助金交付申請書」をご提出の方で、引き続き3歳児クラスで預かり保育を利用される方は、下記書類が必要となります。

従来制度園に在園・・・・・・・・・・「変動届」・「父母の保育の必要性を証明する書類」

認定こども園・新制度園に在園・・「子育てのための施設等利用給付申請書」・「父母の保育の必要性を証明する書類」

※証明書は、証明日から3ヶ月以内のものを提出してください。

本3歳児クラスに進級され、4月1日から預かり保育を利用する場合の申請書類の提出期間は、(満3歳児の年度の) 11月から3月末日までです。

※1 変更予定があります。

Q. 保育料や給食費はいくらですか？

A. 【0～満3歳児クラス】

保育料と給食費は無償化され、0円です。

延長保育料、行事等の費用については無償化対象外です。

【3～5歳児クラス】

保育料は無償化され、0円です。

給食費がかかります（免除される場合もあります）。

1 給食食材料費について（市内園） ※市外園は市にお問い合わせください

※変更することもあります。

保育料が無償化される3～5歳児クラスの児童は、給食食材料費の負担があります。

（1）給食食材料費の内容

給食食材料費は大きく主食費（米飯・パン・めん類）と、副食費（おかず等）に分けられます。

徴収対象となるのは、副食に係る食材料費であり、人件費等は含まないものです。

（2）徴収額

国は実費徴収の対象として「副食費」を示し、その基準額を月額4,900円としました。

これを元に、当市内園では各園概ね4,900円（※1）を目安に徴収します。

（3）支払方法

公立保育園及び公設民営保育園は市へのお支払となります。（月4,900円（※1））

私立保育園は、園へのお支払となります。（月4,900円（※1）を基本）

（4）徴収対象とならない児童

※ここでの税額は、保護者（例：父母）の課税額の合算額です。

【世帯所得による場合】

市民税所得割額 57,700 円未満の世帯
ひとり親等であって市民税所得割額 77,101 円未満の世帯

※1 令和8年度は国・都の補助により概ね4,500円となっています

【第3子の場合（世帯所得による徴収対象以外のもの）】

条件	兄弟姉妹カウント対象
市民税所得割額 57,700円以上の世帯 及び ひとり親等であって 市民税所得割額 77,101円以上の世帯	未就学児かつ在園※している子どもから第1子とみなし、年齢順にカウントのうえ第3子以降のお子さまから無償化対象 例：実際には4人兄弟姉妹の場合 ① 小学校3年生 ×本来第1子だが算定対象外 ② 保育園5歳児クラス ○【第1子カウント】給食費有料 ③ 保育園4歳児クラス ○【第2子カウント】給食費有料 ④ 保育園3歳児クラス ○【第3子カウント】★免除

※幼稚園・認定こども園・認可保育所・企業主導型保育・特別支援学校幼稚部・情緒障害児短期治療施設通所部・児童発達支援に在園しているもの

2 その他

年に1度、現況調査を実施します。詳細は実施時にお知らせいたします。

【まとめ】

- ・3～5歳児クラスは保育料が0円です。
- ・3～5歳児クラスは副食費月 4,900 円（※1）程度の徴収があります（額は園による）。

ただし、徴収対象外となることがあります（詳しくは市へお問い合わせください）。

※1 令和8年度は国・都の補助により概ね 4,500 円となっています

保育所等利用世帯負担軽減補助

認可保育所や地域型保育事業等を利用するお子さまの保育料は、従来より国制度で未就学児に限った兄弟姉妹関係に基づく「第2子は半額、第3子は無料」という負担軽減制度があります。

これに加えて都の補助により、0～2歳児クラスに在籍する園児を対象に利用世帯保育料負担軽減事業を行っています。なお、申請は不要となります。※令和8年10月1日現在

1 対象施設

- (1) 認可保育所
- (2) 認定こども園
- (3) 地域型保育事業（小規模保育・家庭的保育）

2 対象児童

次のすべてに該当するお子さまに限ります。

- (1) 1の(1)～(3)に入所している児童
- (2) 0～2歳児クラスに在籍し、保育料が賦課されている園児

認可外保育施設等（認証保育所、ファミリー・サポート・センター等）

- Q. ①認可外保育施設等とはどこですか？
②対象年齢は？
③保育園に在園している4歳です。ベビーシッターさんを頼んだ分も無償化されますか？

- A. ①以下「1」及びP.1 市内施設・事業一覧のとおりです。
②P.2～3のフローチャートをご参照ください。
③保育園や幼稚園等に在籍している場合は、既にそちらで国の無償化分を受け取っていることになりますので、それ以上の認可外保育施設等の無償化分を受け取ることはできません。※例外についてはP.18 参照。

1 認可外保育施設等とは

ここでいう「認可外保育施設」とは、市の窓口で入所申請をする認可保育所や小規模保育、家庭的保育等以外のお子さまを預かる施設・事業の総称です。

施設の名称は、〇〇保育所、〇〇保育園、〇〇保育室、〇〇託児所、〇〇ベビールームなど、さまざまです。また、保育の内容は施設等により相当異なっています。

この内、令和元年10月からの無償化の対象となった「認可外保育施設等」は、都道府県に届出をした施設等を指します。具体的には以下のようなものになります。

- 東京都認証保育所
- 認可外のベビーシッター及び事業所内保育所等
- 一時預かり事業
- 病児保育事業
- ファミリー・サポート・センター事業

2 認可外保育施設等の無償化対象児童及び給付の額

<条件1> 市から保育の必要性の認定を受ける必要があります（P.23 参照）。

<条件2> お子さまの4月1日時点での年齢により、条件が変わります。

- 0～2歳：住民税非課税世帯のお子さま／月上限 45,700 円
(令和8年9月以前は 42,000 円)
- 3～5歳：すべてのお子さま／月上限 40,300 円(令和8年9月以前は 37,000 円)

<条件3> 利用する施設が無償化給付対象施設であることが必要です。

<条件4> 幼稚園※、保育所、認定こども園、地域型保育等に在園していないお子さま。

【例外】幼稚園在園児が認可外保育施設等が無償化の対象とできるケース
在園している幼稚園の預かり保育の実施時間等が少ない場合※は、幼稚園保育料無償化の月額上限 28,000 円に加えて、以下の区分による上限額まで、認可外保育施設等の利用料が無償化されます。

■0～2 歳（4 月 1 日時点）：月額上限 17,700 円

（住民税非課税世帯のみ対象）

■3～5 歳（同上）：月額上限 12,300 円

※幼稚園の預かり保育の実施時間等が少ない場合とは※

平日の教育時間を含む預かり保育の提供時間数が8時間未満又は年間開所日数が200日未満

例①朝 9 時から 13 時で教育時間終了→預かり保育は 16 時まで＝提供時間 7 時間

例②1 年 365 日-土日祝日約 120 日＝平日約 245 日

＋7 月半ばから 8 月末まで夏休みがすべてお休み→△33 日（土日祝除く）

＋1 2 月下旬から 1 月上旬まで冬休みがすべてお休み→△14 日（同上）

年間平日 245 日-夏休み 33 日-冬休み 14 日＝年間開所日数 198 日

3 無償化の実施方法

<保育の認定申請>

市へ保育の認定申請をする必要があります（P.23 参照）。

<給付費の支払い>（P.4 参照）

市内認証保育所 代理受領です。

上記以外 償還払いです。一部代理受領の場合があります。

4 現況調査

年に 1 度、現況調査を実施します。詳細は実施時にお知らせいたします。

【まとめ】

- ・保育の必要性認定を受ける必要があります。
- ・年齢により、無償化対象児童になるには条件があります。

認可外保育施設入所児童保護者助成金

1 対象施設

- (1) 東京都認証保育所
- (2) 定期利用保育事業実施施設（都内）
- (3) 企業主導型保育事業実施施設

※ (2) (3) は「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書」が交付されている施設に限ります。証明書の交付については、各施設にご確認ください。

2 対象児童

次の (1) ～ (3) のすべてを満たしている児童です。

- (1) 1 の対象施設を利用していること
- (2) 市内に居住していること
- (3) 無償化対象児童の場合、無償化の給付費（P.17～18 参照）を上回る保育料負担があること

3 対象経費と補助額

保育料が給付費(P.17～18 参照)を上回る場合、実支払額を上限に下表の金額を助成します。
また、給食費も対象とします。実費負担の教材費や行事費等は対象外です。

令和8年10月から

区分			上限額（円／月・人）
＜０～２歳児クラス＞ 満３歳に達する日以後 の最初の３月３１日ま でのもの	住民税課税世帯	第１子	８０，０００
		第２子以降	
	住民税非課税世帯	第１子	３４，３００
		第２子以降	
＜３～５歳児クラス＞ 満３歳に達する日以後の最初の３月３１日を 経過したもの		第１子	３６，７００
		第２子以降	

（参考）令和8年9月まで

区分			上限額（円／月・人）
<0～2歳児クラス> 満3歳に達する日以後 の最初の3月31日ま でのもの	住民税課税世帯	第1子	80,000
		第2子以降	
	住民税非課税世帯	第1子	38,000
		第2子以降	
<3～5歳児クラス> 満3歳に達する日以後の最初の3月31日を 経過したもの		第1子	40,000
		第2子以降	

例1：4歳児クラスで認証保育所利用

条件：第1子、保育料月50,000円、給食費月4,500円

保育料50,000円-給付費40,300円=残額9,700円

残額の9,700円+給食費4,500円

=14,200円-**月36,700円上限の補助**=実質自己負担0円

例2：1歳児クラスで認証保育所利用

条件：第2子、保育料月40,000円、給食費月4,500円、住民税課税世帯（無償化対象外）

保育料40,000円+給食費4,500円

=44,500円-**月80,000円上限の補助**=実質自己負担0円

例3：2歳児クラスで認証保育所利用

条件：第2子、保育料月60,000円、給食費月4,500円、住民税非課税世帯（無償化対象）

保育料60,000円-給付費45,700円=残額14,300円

残額の14,300円+給食費4,500円

=18,800円-**月34,300円上限の補助**=実質自己負担0円

4 補助の実施方法

＜給付費の支払い＞（P.4 参照）

市内認証保育所 代理受領です。

上記以外 償還払いです。一部代理受領の場合があります。

【まとめ】

給付費とは別に、保育料等の補助制度があります。

児童発達支援等

1 就学前の障害児を支援するため、所定のサービスについて対象者の利用者負担を無料とします。満3歳になって初めての4月1日から、0歳から満3歳に達する日以後の最初の3月31日まで、取り扱いが異なります。

Q. ①5歳の子どもがいます。児童発達支援の利用料はどうなりますか？新制度に移行していない幼稚園にも通っています。
②申請は必要ですか？

A. ①児童発達支援の利用料は無償化されます。
また、児童発達支援も、保育料も、両方が無償化されます。
②児童発達支援無償化の新たな手続きは必要ありません。
(幼稚園の分は申請が必要です。)

1-1 満3歳になって初めての4月1日から3年間、無料となるサービス

- 児童発達支援
- 福祉型障害児入所施設
- 居宅訪問型児童発達支援
- 医療型障害児入所施設
- 保育所等訪問支援

1-2 1-1の対象児童（満3歳になって初めての4月1日から3年間）

(例)	時期	対象者
	令和7年4月1日～ 令和8年3月31日	誕生日が平成31年4月2日～令和4年4月1日までの 障害のあるお子さま
	令和8年4月1日～ 令和9年3月31日	誕生日が令和2年4月2日～令和5年4月1日までの 障害のあるお子さま

1-3 無償化のための申請手続き

児童発達支援無償化の新たな手続きは必要ありません。

ご利用の障害児サービス事業所との間で、年齢を伝えるなどして無償化対象であることを事前にご確認ください。対象期間中は地方自治体から事業所などに利用料が直接支払われることとなるため、利用料を支払う必要がなくなります。

なお、食費・日用品費・医療費などの利用料以外の費用についてはこれまでどおり保護者の負担になります。

2 0歳から満3歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童発達支援等の利用者負担の無償化について

2-1 0歳から満3歳に達する日以後の最初の3月31日まで、無料となるサービス

- 児童発達支援
- 居宅訪問型児童発達支援
- 保育所等訪問支援

2-2 2-1の対象児童

上記サービスを利用する、0歳～満3歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童。

2-3 無償化のための申請手続き

①WEB 受付フォームまたは郵送にて東京都に申請してください（事前に申請が必要です）。

具体的な手順については東京都福祉局のホームページをご確認ください。

<https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/shougai/nichijo/syougazai/dainishimushouka.html>

②申請内容を確認後、東京都から給付決定通知書を郵送します。

③東京都からお支払いに関するご案内を郵送いたします。

④③で送付するご案内の記載内容をご確認の上、WEB または郵送にて必要書類をご提出ください。

⑤ご指定の口座に給付額をお支払い（振込）いたします。

支払完了後は、東京都から支払通知書を送付いたします。

※ 2回目以降の給付の際は、①～②の手順は省略となります。

2-4 留意事項

①利用者負担額を事業所にお支払いいただいた後、その利用者負担額を東京都から給付する（実質的に利用者負担額が0円になる）制度です。そのため、これまで通り事業所への支払いは必要です。

②利用者負担以外の費用（食費等の現在実費で負担しているもの）は引き続きお支払いいただくことになります。

2-5 お問合せ先

児童発達支援事業無償化コールセンター

TEL：0120-612-898 受付時間：平日 9 時 00 分～17 時 00 分

施設等利用給付認定（無償化）の申請について

※新制度に移行していない幼稚園、預かり保育、認可外保育施設等を利用する場合のみ対象の申請です。

1 申請書の配布

市保育幼稚園課窓口で配布します。また、ホームページからのダウンロードすることもできます。
（施設から配布する場合があります。）

2 保育の必要性に係る証明書について

以下の要件により、保護者の方お一人ずつご用意ください。例えば父と母がいる家庭は、それぞれご用意が必要です。↓★印は市ホームページからダウンロードできます。

保育要件		必 要 書 類
就 労 (就労内定含む)	外 勤	就労証明書（★） ※シフト勤務や裁量労働制等で勤務日数や時間が不規則な方は、直近のシフト表を添付してください。
	自営業 個人事業主	就労証明書（★）
		タイムスケジュール（★）
		直近の確定申告書の写し等 ※上記が提出できない場合は「開業届」、「営業許可書」、各種契約書の写し等、業務内容が確認できるもの (電子申請の場合は、「受信通知の写し」も合わせてご提出ください。)
	内 職	就労証明書（★）
		タイムスケジュール（★）
出 産		母子健康手帳の表紙と分娩予定日を記載するページの写し
疾 病 等		医師の診断書（様式はありません） ※保護者が子を保育することが難しい状態であること、完治までの期間、通院の頻度、服薬の有無などについて記載のあるもの
障 害 等		身体障害者手帳等の写し
介 護 等		要介護者の診断書や手帳の写し、介護が必要なことがわかる書類
		介護にあたる人のタイムスケジュール（★）
就 学		在学証明書、時間割表、在学期間がわかるもの
求職中		提出書類はありません。ただし、3か月以内に上記のいずれかの書類の提出がない場合、保育の必要性がないものとみなされ、自動的に認定区分が新 1 号に変更となります。

3 課税（非課税）証明書について（新 3 号認定を希望する場合）

（1）令和 7 年 1 月 1 日に当市に住民登録がなかった方

4～8 月分の審査のため、令和 7 年度市（区町村）民税（非）課税証明書の提出が必要です。

（2）令和 8 年 1 月 1 日に当市に住民登録がなかった方

4～8 月分の審査のため、令和 7 年度市（区町村）民税（非）課税証明書と、

9～3 月分の審査のため、令和 8 年度市（区町村）民税（非）課税証明書の提出が必要です。

従来制度幼稚園の給食副食費補助の申請について

※新制度幼稚園及び認定こども園、保育所の給食副食費については、申請は必要ありません。

1 対象となる方

【概要】

- ① 年収 360 万円未満相当世帯のお子さま
- ② 全ての世帯の第 3 子以降扱いのお子さま

【詳細】

- ① 年収 360 万円未満相当世帯とは、具体的には以下を指します。

市民税所得割額 77,101 円未満
※保護者（例：父母）の課税額の合算額です。

- ② 全ての世帯の第 3 子以降扱いのお子さまとは、具体的には以下を指します。

条件	兄弟姉妹カウント対象
市民税所得割額 77,101 円以上の世帯	小学校 3 年生以下の子どものうち最年長の子を第 1 子とみなし、年齢順にカウントのうえ第 3 子以降のお子さまから補足給付対象 例：実際には 4 人の兄弟姉妹の場合 ① 小学校 4 年生 × 本来第 1 子だが算定対象外 ② 小学校 3 年生 ○【第 1 子カウント】給食費有料 ③ 幼稚園年長 ○【第 2 子カウント】給食費有料 ④ 幼稚園年少 ○【第 3 子カウント】☆ 免除

2 対象となる経費と月上限額

市内園	副食費（おかず代）4,900 円、主食費（米飯・パン等）1,190 円
市外園	副食費（おかず代）4,900 円

【補助の方法】

上記の①②共に、いったん園に給食食材料費をお支払いただき、実支払額と、副食費（おかず代）は月上限補助額 4,900 円、主食費は 1,190 円とを比較し、低い方の額を適用します。
半年に一度、ご指定の口座に振り込みます。

3 申請・交付方法

（1）申請方法

入園後に申請です。申請時に詳細をお知らせします。

（2）交付方法

半年に 1 回の償還払い（P.4 参照）です。4 月～9 月（6 か月）分を 11 月、10 月～3 月（6 か月）分を 5 月に支払い予定です。

乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）について

全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位などで柔軟に利用できる、乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）が始まりました。

また、都の多様な他者との関わりの機会の創出事業（以下「都事業」）について、こども誰でも通園制度の上乗せ事業となることに併せ、拡充しています。

1 対象となる方

（保育所や幼稚園などに通っていないことが前提となります。）

【乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）】 0歳6カ月～満3歳未満のお子さま

【多様な他者との関わりの機会の創出事業（都事業）】～就学時前のお子さま

※各施設により受け入れ月齢は異なります。

市ホームページ



2 利用時間

お子さま1人につき、月10時間まで（都事業では上限なし）

※各施設により1回あたりの利用可能時間は異なります。

3 利用方法

【乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）】

① オンラインで利用申請

「つうえんポータル」をご覧ください。

② 窓口で利用申請（市保育幼稚園課にて手続き）

「乳児等支援給付（こども誰でも通園制度）認定申請書」を提出

（申請にあたり添付書類の提出が必要な方は、該当の書類も併せてご提出ください）

※多数の申請をいただいた場合は、認定証の発行まで3週間程度かかる可能性があります。

【多様な他者との関わりの機会の創出事業（都事業）】

都事業の利用方法については、今後ご案内します。

つうえんポータル



4 実施施設

利用認定後、「つうえんポータル」をご覧ください。

5 利用料

1時間300円を標準として各施設で設定します。

（都事業の実施施設では、こども誰でも通園制度の利用料についても無償化※上限あり）

給食やおやつがある場合は、実費負担が必要です。

※詳細は利用施設にご確認ください。

無償化の対象等

【市外の園】

- Q** 市外の幼稚園に通っています。無償化されますか、また、住んでいる市、園のある市、どちらに申請すれば良いですか？
- A** 施設・お子さまの年齢が要件を満たせば無償化されます。お住まいの市へ申請です。

【対象年齢】

- Q** 3歳から5歳までの無償化の開始年齢は3歳になった日からですか、3歳になった最初の4月からですか。また、6歳の誕生日に無償化が終了するのですか？
- A** 原則、小学校入学前の3年間が無償化の対象となりますので、3歳児クラスから入学するまで、6歳のお誕生日が来たお子さまも保育料の無償化が続きます。
- ただし開始年齢について、幼稚園については学校教育法の規定等に鑑み、3歳になった日から小学校入学前までが無償化の対象となります（満3歳児クラスから適用可能）。

【住民税非課税世帯（0～2歳児）】

- Q** 住民税非課税世帯に、生活保護世帯は含まれますか？
- A** 含まれます。

【ファミリー・サポート・センター事業】

- Q** 認可保育園に5歳児が通園しています。子どもの送迎をファミリー・サポート・センターにお願いしていますが、ファミリー・サポート・センター分も無償化されるのでしょうか。
- A** お子さまが保育所や幼稚園等に在籍している場合は、既にそちらの保育料の無償化で全額を受け取っていることとなりますので、ファミリー・サポート・センター事業を含む認可外保育施設等の無償化給付を受け取ることはできません。よって、ご質問のケースは無償化されません。

【認可外保育施設等】

- Q** 通っている認可外保育施設の情報はどのようにしたら確認できますか？
- A** 市内の施設については、市ホームページをご確認ください。
- （市ホームページ）

https://www.city.higashikurume.lg.jp/_res/projects/default_project/_page_/001/012/296/tokuteikodomo.pdf



市外の施設については、東京都ホームページをご確認ください。無償化の対象にならない場合でも、認可外保育施設入所児童保護者助成金の対象となる場合があります。(P.19)

(東京都ホームページ)

<https://www.seikatubunka.metro.tokyo.lg.jp/shigaku/hogosha/seido/kindergarten/000001354/0000001355>



【2歳児の幼稚園プレ保育】

Q 月1回のプレ保育は無償化されますか？

A 対象外です。

【幼児教育類似施設】

Q 幼稚園、保育所、認定こども園といった認可を受けている施設以外の幼児教育を目的とする施設、いわゆる幼児教育類似施設は、無償化の対象ですか？

A ご質問のような施設については国の無償化の対象にはなっておりませんが、東京都が「私立幼稚園等園児保護者負担軽減事業」の対象として認めている施設については、当該補助金にて当面の間、認可を受けた幼稚園に通う場合と同額になるよう補助制度を設けております。詳しくは施設の所在する区市町村へお問い合わせください。(P10 参照)

【インターナショナルスクール】

Q インターナショナルスクールは無償化の対象になりますか？

A インターナショナルスクールについては、法令上の定義はなく、その設置形態等は施設によってさまざまであり、今般の無償化の対象になるかは、それぞれの施設の設置形態や保育の必要性等によって異なってきます。

例えば、幼稚園としての認可を受けていれば無償化の対象になりますし、認可を受けていなくても乳幼児が保育されている実態に即して都道府県に認可外保育施設の届出をしていれば、保育の必要性のあるお子さんで年齢や課税状況が該当する場合については、無償化の対象となります。

詳しくは施設の所在する区市町村へお問い合わせください。

【外国籍のお子さん】

Q 外国籍の子どもは無償化の対象となりますか？

A 当市での居住の実態があれば対象としています。

保育の必要性の認定

【求職中】

Q 現在、父は就労中、母は仕事をしていませんが、幼稚園預かり保育を利用し、母も仕事を始めようと思っています。保育の必要性は認定されますか？

A 「求職要件」に該当するものとして保育の必要性が認定されます。有効期間は3か月です。母がこの間に就職活動をして勤務を開始し市へ届出ると、有効期間が延びます。(P5 参照)

【就労要件の下限】

Q パートで働いています。どれくらい働けば就労要件認定されますか。

A 週3日以上かつ1日4時間以上の就労が常態の場合、保育の必要性が認定されます。(P5 参照)

【育児休業時の保育の必要性認定】

Q 第1子が幼稚園に在園しており、新2号認定を受けて預かり保育を無償化されていましたが、この度第2子を出産し、もうすぐ育児休業に入ります。育児休業取得中は、保育の必要性が認定されないのでしょうか？

A 当市では、育児休業取得以前から施設を利用しており、かつ、引き続き利用することが必要と認められる場合について、育児休業も保育の必要性の理由としていますので、第1子のおさんは新2号児としての認定が続きます。

幼稚園等の預かり保育

【預かり保育無償化分の扱い】

Q 幼稚園の預かり保育事業について、長期休業期間中の利用が月額上限額を超過しますが、その期間も同様に月でみて上限額は490円×利用日数となるのでしょうか？それとも年でみて他の月の余剰分をあてられるのでしょうか？

A 年単位（年度単位）ではなく、月毎に、利用日数に日額単価（490円）を乗じて計算した支給限度額（月上限12,300円）と実際に支払った利用実績額を月毎に比較して、少ない方が支給額となる仕組みです。したがって、長期休業期間中など、無償化の月額上限額を超過した月があった場合でも、他の月の無償化上限額で超過分を補填することはできません。（認定こども園（教育・保育給付第1号認定）、特別支援学校幼稚部も同じ。）
なお国は、預かり保育事業の上限額に係る日額単価は、保育料が長期休業中にも徴収されている実態や運営費補助が長期休業期間を含めた年間の各月に平準化されて措置されていることを踏まえ、年間を通じて同額（490円）とすることを示しています。（P6、P8、P12 参照）

就学前の障害児の発達支援

【保護者の就労】

Q 就学前の障害児の発達支援のみを利用する場合、保護者が就労していないと無償化されないでしょうか？

A 就学前の障害児の発達支援については、幼児教育・保育の無償化と併せて進めていくこととされており、保護者が就労していない場合についても、無償化の対象となります。(P21 参照)

【認可外保育施設との併行通園】

Q 就学前の障害児の発達支援と認可外保育施設を併行通園している場合、両方とも無償化の対象になりますか？

A 就学前の障害児の発達支援は無償化の対象となります。

これに加えて、認可外保育施設等についても、保育の必要性があると認定された場合、無償化の対象（上限額は3～5歳児クラスまでの場合月額40,300円、0～2歳児クラスまでの場合月額45,700円（0～2歳児クラスは住民税非課税世帯のみ対象））となります。



妊娠・出産・子育てや入園等についてお悩みがあるときは、
市健康課、児童青少年課、保育幼稚園課、障害福祉課、
こども家庭センター等にご相談ください。

【東久留米市役所】

042-470-7777（代表番号）

